

株式会社東日本銀行（以下「当行」という）は、株式会社東計電算（以下「電子決済等代行業者」という）との間で、マルチコネクションサービス（以下「本サービス」という）の利用に際し、銀行法第 52 条の 61 の 10 で定める事項を含め、契約の締結をしています。

1. 利用者への補償について

電子決済等代行業者および当行は、本サービスに関連して利用者に損害が発生した場合、電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由に起因する場合は、電子決済代行業者が自己の責任と費用負担において解決し、当行の責めに帰すべき事由に起因する場合は、当行が自己の責任と費用負担において解決するものとします。

2. 電子決済等代行業者における利用者情報の取扱いおよび当行がおこなう措置について

電子決済代行業者は、利用者情報について、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するための必要な措置を講じるものとします。

当行は、電子決済等代行業者による利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理措置が不十分であると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者のサービスを停止することまたは原契約を解除することができるものとします。

3. 電子決済等代行業再委託業者における利用者情報の取扱いにおいて、電子決済等代行業者がおこなう措置および当行がおこなう措置について

電子決済等代行業者は、本サービスの再委託先（以下「再委託先」という。）に対して利用者情報を提供する場合、自らが当行に対し負う利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理措置に関する義務と同等の義務を課し、責任を負います。

当行は、再委託先における利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理措置について、電子決済等代行業者による対応が不十分であると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に対して再委託先との契約を解除することを求めることができるものとします。